

「徳島県周産期医療体制整備計画」について

1 計画の延長について

次のとおり、徳島県周産期医療体制整備計画の現行計画を延長したい。

(1) 延長期間

現行計画の「平成23年度から平成27年度まで」を2年延長し、
「平成29年度まで」とする。

(2) 延長する理由

①「第6次徳島県保健医療計画」と計画期間を合わせる

「第6次徳島県保健医療計画」の計画期間は「平成25年度から平成29年度まで」であるが、「第6次徳島県保健医療計画」の周産期に係る部分は、主として徳島県周産期医療体制整備計画を反映させている。

こうしたことから、計画期間を合わせることにより、両計画の整合性を図り、一体的に推進する。

②「周産期医療体制整備指針」を踏まえた改定を行う

計画の根拠となる国の「周産期医療体制整備指針」が平成27年度中に改定される予定であることから、改定のポイントについて十分検討し、次期計画に反映させる。

(国の指針改定のポイント：医師確保、多職種連携、アクセス、今後の周産期医療)

2 項目の追加について

計画の延長に合わせ、災害の発生に備え、速やかに検討を始めるべき「災害時の対応」について追加したい。

追加項目・文案

【徳島県周産期医療体制整備計画・本文15ページに追加】

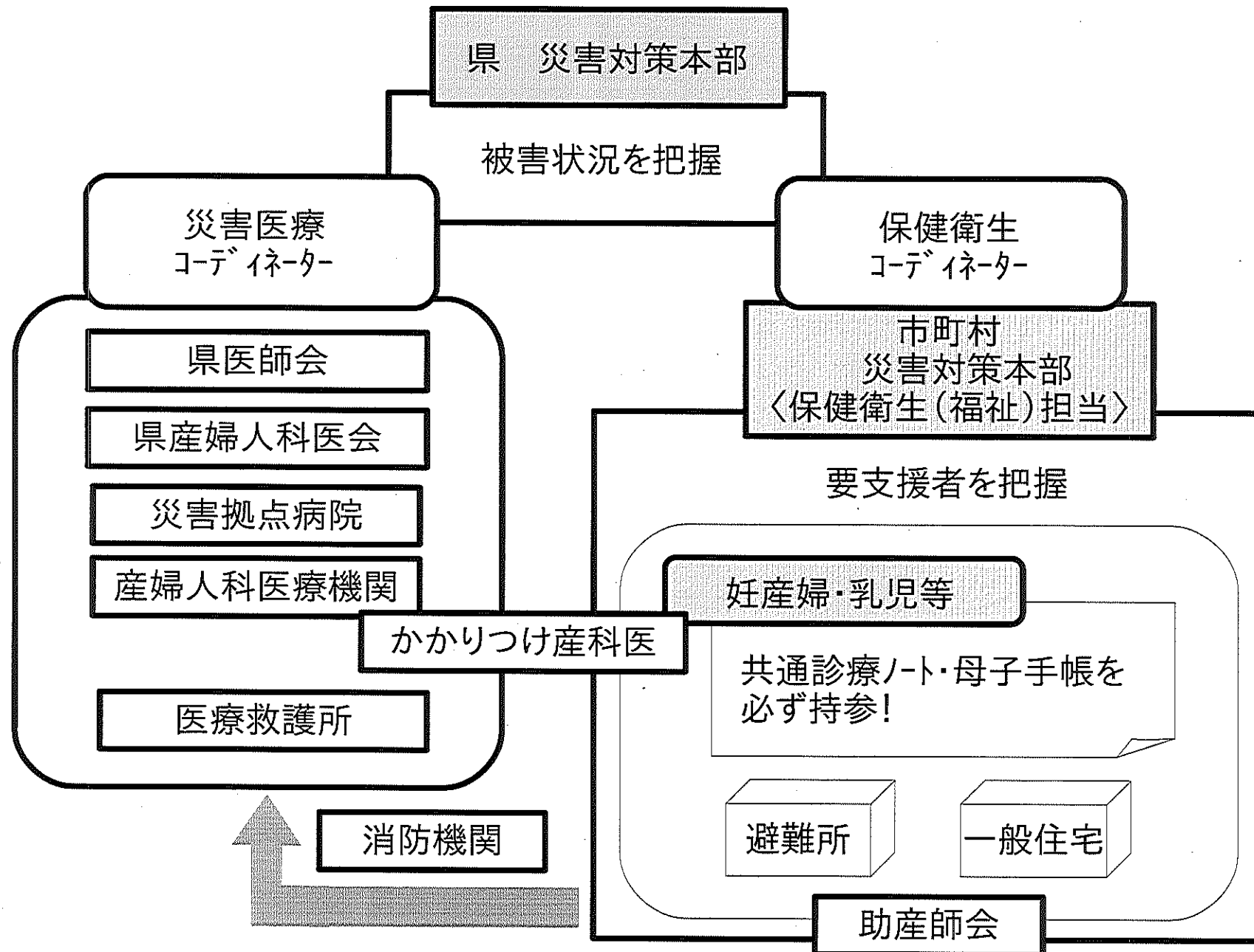
(8) 災害時の対応

災害時においても機能が確保される周産期医療体制を整備する。

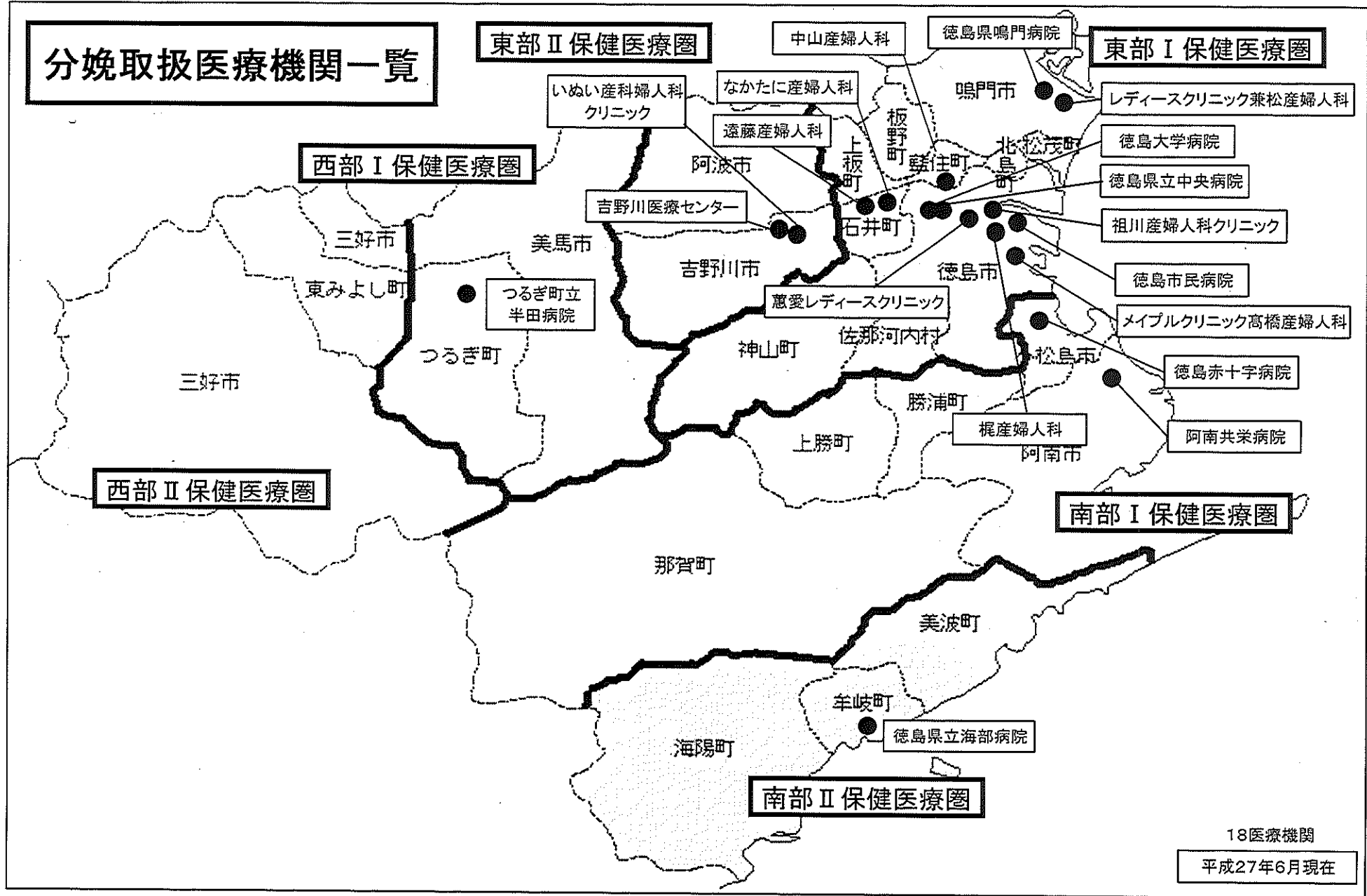
災害時に妊産婦・乳児等への対応を適切かつ迅速に行うためには、事前に対応のあり方を検討し、関係機関が連携に関する情報共有を図る必要がある。

県は、徳島大学病院をはじめとする災害拠点病院の機能も持つ県内産科医療機関を中心とした関係機関と連携し、徳島県災害時情報共有システム等を活用した災害時の連携体制を整備するとともに、妊産婦等に対する災害時の備えに関する普及啓発などについて検討し、災害時においても機能が確保される周産期医療体制の整備を図っていく。

災害時の徳島県周産期医療体制(案)



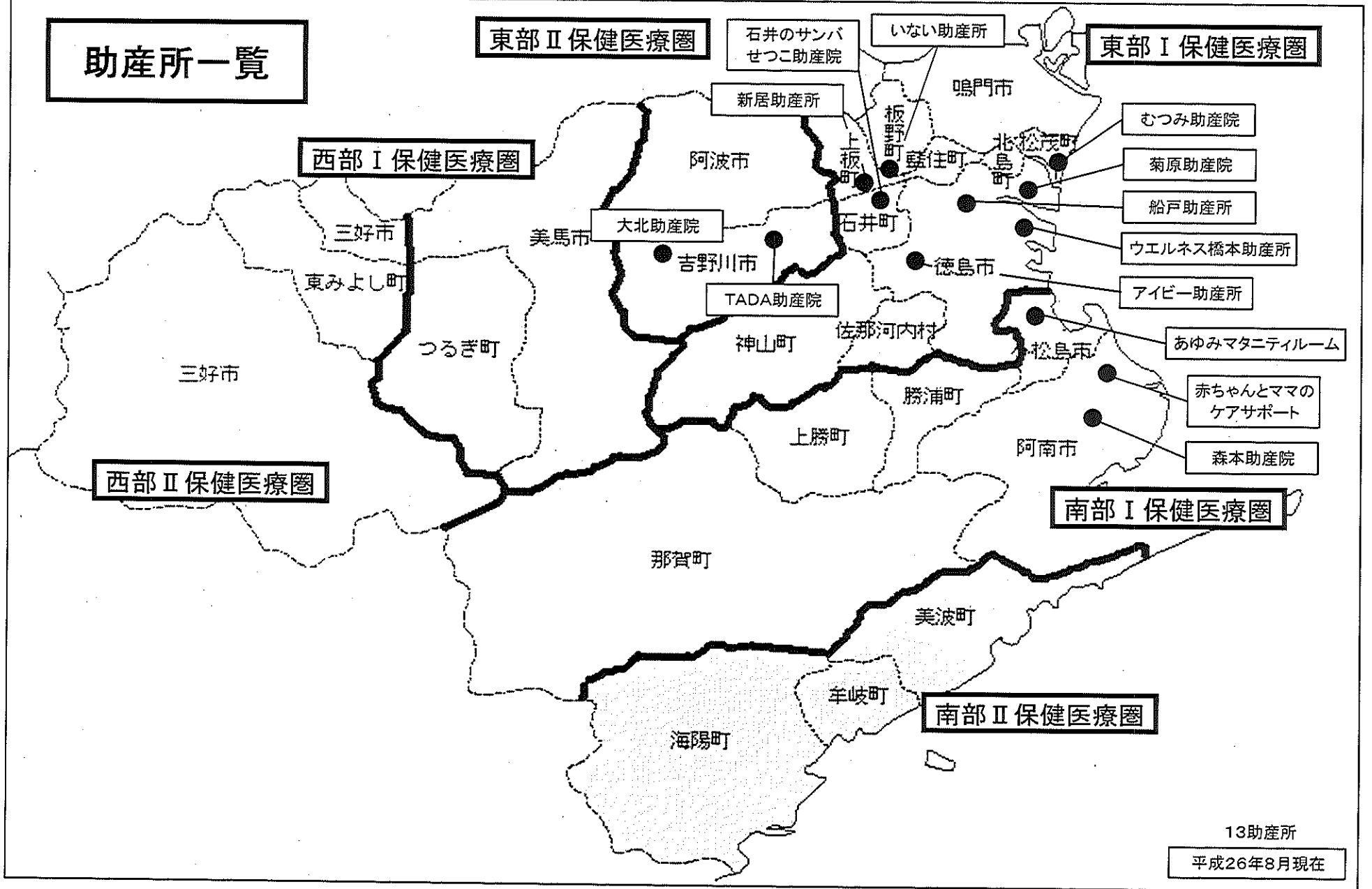
分娩取扱医療機関一覧



18医療機関

平成27年6月現在

助産所一覧



13助産所
平成26年8月現在